

市第35号議案

市民ギャラリーの指定管理者の指定

次のように市民ギャラリーの指定管理者を指定する。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市民ギャラリー	中区山下町2番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社 共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近藤 誠一	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市民ギャラリーの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社
社 共 同 事 業 体 の 構 成 員

1 中区山下町 2 番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近 藤 誠 一

2 南区花之木町 3 丁目 51 番地の 3

西田装美株式会社

代表取締役社長 若 林 省 吾

地 方 自 治 法 (抜 粋)

(公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止)

第 244 条 の 2 (第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略)